

令和6年2月13日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長
高井康之
(公印省略)

令和5年度「自殺対策強化月間」における啓発活動等の推進について

平素は本会事業に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、日本医師会より標記について通知がありました。自殺対策基本法（平成18年法律第85号）では、3月を自殺対策強化月間と位置づけ、国及び地方公共団体は自殺対策を集中的に展開するものと規定されています。また、自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定）では、同月間において、国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が連携して啓発活動を推進し、支援策を重点的に実施することと定められております。

本通知は、これらの趣旨、また特に例年3月は各月の中で最も自殺者数が多い傾向にあることを踏まえ、今般、厚生労働省大臣官房参事官より日本医師会に対して、同月間への協賛及び啓発活動等の推進について依頼があった旨の連絡です。

なお、「厚生労働省令和5年度『自殺対策強化月間』ポスター」（別添見本）については、日本医師会雑誌（令和6年3月号）に同封し、会員へ配布されるとのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

<担当>大阪府医師会地域医療2課（西井、松下）
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737